

外国人技能実習制度事業における個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う本事業所内の職員の範囲は、営農販売部 営農課の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者 営農販売部 営農課 役席者とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の習得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該請求に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的な事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者 営農販売部 営農課 役席者とする。

附則

1. この規程は平成 30 年 6 月 28 日より実施する。
2. 2019 年 2 月 21 日に一部変更し、遡及して 2019 年 2 月 1 日から適用する。